2026 年 5 月 20 日
大阪ガス株式会社

「さすガねっと」約款改定に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすガねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2026 年 6 月 1 日付で「さすガねっと」の契約約款等を一部改定します。

記

１．主な改定内容

(1)　貸与機器の区分・名称明確化

(2)　その他軽微な修正

２．改定対象約款等

・　さすガねっと S プラン契約約款

３．改定約款の適用日

2026 年 6 月 1 日（月）

４．改定内容（新旧対照表）

別紙１を参照

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、さすガねっとホームページをご確認ください。
電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書　一覧-さすガねっと/大阪ガス（osakagas.co.jp）

以上

改定内容（新旧対照表）

旧	新
さすガねっとＳプラン契約約款 大阪ガス株式会社 **第１章総則** **第3条　（用語の定義）** （18）回線終端装置 契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます） （19）端末設備 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内にあるもの （追加） （20）自営端末設備 契約者が設置する端末設備 （21）自営電気通信設備 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの （22）収容さすガねっとＳプラン取扱局	さすガねっとＳプラン契約約款 大阪ガス株式会社 **第１章総則** **第3条　（用語の定義）** （18）回線終端装置 契約者回線の終端の場所に当社が契約者に貸与し設置する装置 （19）端末設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内にあるもの （20）一体型回線終端装置 回線終端装置であって、ルーター機能を有するもの （21）自営端末設備 契約者が設置する端末設備 （22）自営電気通信設備 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの （23）収容さすガねっとＳプラン取扱局

旧	新
その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されているさすガねっとＳプラン取扱局	その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されているさすガねっとＳプラン取扱局
(23) 技術基準等 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件	(24) 技術基準等 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
(24) 利用の一時中断 さすガねっとＳプランに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること	(25) 利用の一時中断 さすガねっとＳプランに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
(25) さすガねっとＳプラン利用権 契約者がさすガねっとＳプラン契約に基づいて、さすガねっとＳプランの提供を受ける権利	(26) さすガねっとＳプラン利用権 契約者がさすガねっとＳプラン契約に基づいて、さすガねっとＳプランの提供を受ける権利
(26) 利用料金 約款の規定により契約者に支払っていただくさすガねっとＳプランの基本月額料金	(27) 利用料金 約款の規定により契約者に支払っていただくさすガねっとＳプランの基本月額料金
(27) さすガねっとＳプランを全く利用できない状態 さすガねっとＳプラン契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態	(28) さすガねっとＳプランを全く利用できない状態 さすガねっとＳプラン契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
(28) 消費税相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基	(29) 消費税相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基

旧	新
づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額	づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額
(29) ブロードバンドユニバーサルサービス 電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める FTTH、CATV（HFC 方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務	(30) ブロードバンドユニバーサルサービス 電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める FTTH、CATV（HFC 方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）等の基礎的電気通信役務
(30) ブロードバンドユニバーサルサービス料 ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金	(31) ブロードバンドユニバーサルサービス料 ブロードバンドユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用しているブロードバンド回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、支援対象事業者に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金
第 2 章契約	**第 2 章契約**
第6条　（契約者回線の終端）	**第6条　（契約者回線の終端）**
1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これ	1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置又は一体型回線

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>を契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。
3. 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を別紙料金表に定めるところにより提供します。

第6章料金等
第29条　（料金及び工事等に関する費用）
1. 当社が提供するさすガねっとSプランの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

別表さすガねっとSプランにおける基本的な技術的事項
<table><tr><th>接続方法</th><th>物理的条件</th><th>回線終端装置の接続仕様</th></tr><tr><td>有線</td><td>8ピンモジュラーコネクタ（ISO標準IS8877準拠）</td><td>IEEE802.3ab1000BASE-T準拠又はIEEE802.3u100BASE-TX準拠又はIEEE802.3i10BASE-T準拠</td></tr></table></td><td>終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。
3. 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置又は一体型回線終端装置を別紙料金表に定めるところにより提供します。

第6章料金等
第29条　（料金及び工事等に関する費用）
1. 当社が提供するさすガねっとSプランの料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。

別表さすガねっとSプランにおける基本的な技術的事項
<table><tr><th>接続方法</th><th>物理的条件</th><th>回線終端装置又は一体型回線終端装置の接続仕様</th></tr><tr><td>有線</td><td>8ピンモジュラーコネクタ（ISO標準IS8877準拠）</td><td>IEEE802.3ab1000BASE-T準拠又はIEEE802.3u100BASE-TX準拠又はIEEE802.3i10BASE-T準拠</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧

別紙料金表

料金表

4. 工事費

（2022 年 6 月 30 日までに契約を締結した場合）

区分	料金	備考
回線撤去工事費	10,000 円 （税込　11,000 円）	・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。

新

別紙料金表

料金表

4. 工事費

（2022 年 6 月 30 日までに契約を締結した場合）

区分	料金	備考
回線撤去工事費	10,000 円 （税込　11,000 円）	・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置又は一体型回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>
（2022 年 7 月 1 日以降に契約を締結した場合）
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>回線撤去工事費</td><td>10,000 円
（税込　11,000 円）</td><td>・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。</td></tr>
</table>
注屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、回線終端装置の貸与料は、基本月額料金に含まれるものとします。

附則
この約款は、2026 年 1 月 1 日から実施します。
</td>
<td>
（2022 年 7 月 1 日以降に契約を締結した場合）
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>回線撤去工事費</td><td>10,000 円
（税込　11,000 円）</td><td>・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置又は一体型回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。</td></tr>
</table>
注屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、回線終端装置又は一体型回線終端装置の貸与料は、基本月額料金に含まれるものとします。

附則
この約款は、2026 年 6 月 1 日から実施します。
</td>
</tr>
</table>